

貝原益軒における「民生日用」に資する学問と教育論の展開(2)

—『家訓』にみられる家意識と教育の問題を中心に—

山中 芳和

近世の日本に輩出した儒者の中で、江戸時代前期、すなわち十七世後半から十八世紀初頭にかけて活躍した貝原益軒(寛永7, 1630—正徳4, 1714)は、教育行為を人間に必須の営みとしてとらえた儒学者である。当時における教育言説の語られ方は、学ぶ側の心得として説かれるのが一般的であった。その中で、益軒は子どもを教え育む役割を担う大人の在り様に議論の重点を移し、教える側の視点にたつて、教育の在り方に関する言説を具体的且つ多様な人々が実践可能な形で展開した。本研究は、このような貝原益軒に着目し、その教育論の特質を、学問論としての民生日用の意識との関連において考察することをとおして、近世の日本社会における子育てと教育に関する課題意識と具体的な方法論を明らかにすることを目的としている。

第一報(『研究集録』136号, 2007年, 岡山大学大学院教育学研究科)では、「格物窮理の工夫と有用の学」のサブタイトルのもとに、(1) 益軒における教育論の展開の時代背景(2) 太平の世に対する益軒の肯定的な受容態度(3) 人々の安定した生き方に焦点化された言説の特質(4) 格物窮理の工夫と有用の学を目ざす益軒の学問の概要(5) 世に利益をもたらす、庶民の生活に役に立つ経験的な実学の内実などを明らかにした。

第二報の本稿においては、第一報の基礎的考察を踏まえ、益軒の『家訓』を主要な考察の対象として取り上げる。『家訓』に見られる益軒の家意識の内実と教育的思考との連関を考察することにより、民生日用のための有用の学を目指した益軒教育論の特質が家の安定との関連において解明されるとともに、江戸期における家の確立と安定に資する教育言説の一端も明示しうるのであろう。

Keywords : 貝原益軒, 『家訓』, 家意識, 後継者教育

1 本稿の課題

貝原益軒は、人間存在の根拠を天地に求めた儒学者であった。益軒は天地と人との関係について、『尚書』における「天地は万物の父母、人は万物の霊なり」の一節に言及し、「天地につかへ奉るは人間の大事にてしばしも忘るべ」きものではなく、「常に慎んでつかへ奉り、力をつくすべき事、是人の職分にて、至りて重き大事なり」という。天地の恩によって万物に優れた存在として生を享けているのが人間であり、その天地の恩に報い、人の道を尽くし、生を全

うすることが、人としての職分であると言明したのである¹。この世界で最も尊く重いものは、人間の生命であり、命と身体の尊厳への認識に基いて、いかにして人の道をつくし、人としての生を全うするかという、いわば人としてこの世をいかに生きるかという課題が益軒によって提示されたのである。こ

注
¹ 貝原益軒『大和俗訓』巻之一(『益軒全集』巻之三, 益軒会編, 国書刊行会復刻, 47-49頁)。

れは、近世という時代においては個々の人間が自らの責任において対処しなければならない事柄であるとともに、人々の生存の基盤である「家」の課題に他ならなかった。貞享4年(1687)、貝原益軒は『家訓』を著し、この問題に対する見解を子孫に向けて語りかけた。

益軒58歳の年のこの『家訓』は、「聖学須勤」「幼児須教」「士業勿怠」の三綱より成り、益軒が自らの「家」との関連において教育のありようを論じた最初の著作として重要な位置にあるとともに、『和俗童子訓』『大和俗訓』など、益軒晩年の教訓書において展開される教育に関する見解が、いわば骨格の形で現れている点においても注目すべき著作である。

益軒の『家訓』に言及した先行研究として、貝原益軒における学問と家業について論じた前田勉の論考がある²。これは貝原益軒の『家訓』と『家道訓』を中心に、益軒の他の教訓書にも言及する中で、家業に対する勤勉という問題を勤労精神と儒教との関係という観点から論じたものである。近世日本において朱子学の普及を目指して益軒が著した教訓書において、肉体労働や商業活動をふくんだ家業とその家業に対する精励がいかにかに説かれているのか。前田はこのような問題を設定し、益軒の「学問家業」に対する理解の内実を検討することにより、近世日本の儒者の家訓が内包していた儒教と勤労精神の問題を明らかにしている。前田によれば、益軒においては学問も家業も禁欲的な生活態度が要求されることにおいては一致するものであり、家業を勤めることと学問に励むことは益軒の思想の中核に位置する「天地に事える」「勤」そのものを意味していた。すなわち益軒においては「天地に事える」ことによって、家業の勤労も学問の勤勉と同様の位置に高められたと結論付けられている。

これらの結論に関しては、全体として首肯されるものではあるが、益軒の『家訓』が他の教訓書と同じ性格のものであるという前提の上で論じられている点に疑問が生じる。同書は明治26年、西村敬止が、修身用の参考書として、益軒の教訓書の中から十を選び刊行した『益軒十訓』に集録されてはいるが³、益軒の『家訓』は、『君子訓』・『大和俗訓』・『和俗童子訓』などのような、「朱子学の普及を目指して益軒が著した」教訓書と同じ性格のものとはみなさ

れないであろう。著作年代から見ても『家訓』が著されたのは益軒58歳の時であるが、いわゆる益軒の教訓書と総称される最初の著作である『君子訓』は、益軒に致仕の命が下ってから3年後の74歳の時のものであることにも留意すべきだろう⁴。

益軒の『家訓』が他の教訓書と異なる点は、同書の末尾において彼が、「我子孫たらん人、必厚く信じ、慎でおもひ、常に心に保ちて守り行ふべし。違背すべからず」⁵と述べている事に明らかであろう。家訓に付き物の常套句とはいえ、これによれば益軒の『家訓』は、益軒が晩年に著した、多くの読み手を想定した一般的な教訓書と同様のものではなく、なによりも「我子孫たらん人」に限定して語りかけているように、我が家を継ぐ子孫を想定し、その子孫に対する訓戒としてまとめられたものなのである。このことは、同書において「其子の年十五に及ばば、此法を相伝すべし、若幼にして父を喪ふものあらば、其兄及一族の内の長者、其孤をおしへて此法を伝ふべし、常にふかく秘して他人に聞しむべからず」⁶というように、益軒の家に固有の家訓として、他人に露見されてはならないものとしている点に明らかである。

益軒の『家訓』が、彼の他の教訓書とは性格を異にするものではないかという点については、既に早い時期に指摘されていた。石川謙は『大和俗訓』(岩波文庫)に附した解説文(1938年稿)の中で、「益軒の教訓書中における『大和俗訓』の位置」と題して、益軒の『家訓』にふれて次のように述べている。

『和字家訓』(一名、貝原篤信家訓)は、その子孫を警しめその子孫に伝へて「常にふかく秘して他人に聞かしむべからず。各其子もまた其子に伝へて万世に至る迄永く廃すべからず」と記した一代限りのものである。とは言へ内容とすところは、「聖学須勤、幼児須教、士業勿怠」の三綱領であって、取り立てて秘密にしなければならぬ筈のものでもなく、一般人の一般心得にふさはしからぬ程特殊なものでもない。室町時代の中期から江戸時代の初期へかけて隆盛を極めた教訓様式たる「家訓」・「遺訓」・「家憲」の一典型として、教訓書中に加へることが出来る。それにしても「和字家訓」は、作者撰述の動機が一家の子孫後昆を警しめるにあつて、広

² 前田勉「貝原益軒における学問と家業」(『季刊日本思想史』日本思想史懇話会編集、No.51)。益軒の『家訓』そのものを対象とした先行研究は現時点において見当たらない。

³ 『貝原益軒・室鳩巢集』(『世界教育宝典・日本教育編』玉川大学出版部、1968年)所収の、石川松太郎による解説。

⁴ 「益軒先生年譜」には、「元禄十三年七十一歳、秋七月十日豫め請ふ所あり、此日致仕の命始めて下る。是より復遠く遊ばず。専ら著述を事とす。」とある(『益軒全集』巻之一、益軒会編、国書刊行会復刻、35頁)。

⁵ 『家訓』(『日本教育文庫一家訓篇』437頁)。

⁶ 同上、437-438頁。

く一般に推し及ぼして普く教化の資に供するを旨としたのでないから、餘他の教訓書と区別することも一応の理由がないとは言へぬ⁷

この指摘にもあるように、益軒の『家訓』は取り立てて門外不出としなければならないようなものではなく、文武を家業とする武士に通有する教訓として一般化される内容を含んではいる。とは言え、石川も述べるように、「執筆の時点に立ち返れば、益軒は家訓の内容を広く武士一般に浸透させようとの意図があったのではなく、「各其子もまた其子に伝えて、百世に至るまで永く廃すべからず」⁸と考えていたことは間違いない。それゆえ、益軒の『家訓』を、彼のその後の教訓書と同様の性格の著作物として取り扱うことはできない。益軒が自らの家訓の取り扱いについて、「常にふかく秘して他人に聞かすべからず」と述べていることからしても、益軒の『家訓』の性格は、まさに貝原益軒の家に固有の家訓としてその内容の検討が進められるべきと考えられる⁹。

2 益軒家訓のテキスト

益軒家訓の活字本は、現在2種類のものがある。一つは、『益軒全集』（益軒会編纂、益軒全集刊行部、1910年～1911年）巻之三所収のものである（以下、全集本と略記）。これは「家訓」と題され、序文・後書きはなく、本文の末尾に「貝原篤信書之、貞享四年六月十五日」とだけ記されている。凡例には「家訓は貞享四年、五十八歳の時に作る。子孫に遺して範を示したるものなり。伝写本に依り、家蔵の自筆本を以て対校す。」（『益軒全集』巻之三、凡例）と記載されている。

もう一つは、『日本教育文庫家訓篇』（同文館編輯局編、同文館、1910年）所収のものであり（以下、教育文庫本と略記）、赤松勲による版行の経緯を記

した序文「題貝原先生家訓首」（寛政5年）に続いて、「貝原篤信家訓」と題した本文が続き、末尾は「貞享三年甲子八月 貝原篤信書」と締めくくられている。解題には、「本書は、貞享三年貝原益軒が記せし家訓にして、聖学須勤、幼児須教、士業勿怠の三綱のもとに委しく記されたるものにして、子孫たむ人は、必厚く信ずべき旨訓誡せられたり」と記され、底本に関しては「寛政五年板による」と明記されている¹⁰

全集本と教育文庫本とでは執筆年が異なるが、益軒の一番弟子とされ福岡藩儒でもあった竹田定直（1661-1745）の「益軒先生年譜」（『益軒全集』巻之一）には、貞享4年、58歳の項に、「此歳学則を編み家訓を作る」とある。井上忠もその伝記的著作『貝原益軒』において、この年に著されたとしている¹¹。しかし、益軒の読書目録である『玩古目録』には、貞享元年の項に「作和字家訓」と記され、さらに貞享4年の6月に「改正和字家訓」と記されていることからすれば¹²、少なくとも貞享元年（1684）には、「和字家訓」と題した家訓の草稿が記され、同4年にはその改定がなされたといえるだろう。

版本についてみれば、上記の『日本教育文庫家訓篇』や『有朋堂文庫』に収録された『家訓』の底本になったと思われる版本の影印が、『近世育児書集成』（小泉吉永編、クレス出版、平成18年）第2巻に集録されている。これには執筆年が貞享3年、刊行年が寛政6年（1794）1月と明記されている。益軒の『家訓』の版本は他にも幾つかの機関に所蔵されているが、その一つ、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵の『家訓』は、小泉編の影印本と全く同じものであり、寛政5年（1793）序、寛政6年1月刊となっている。

このように、益軒の『家訓』の活字本には2種類があるが、その内容には相当の違いがある。「教育文庫本」では、本文が「聖学須勤」「幼児須教」「士業勿怠」の三項目にまとめられ、全21条より構成されている。これに対して、「全集本」は、項目による部類分けはなされず、「凡人となる者は、人の道を知らずんば有べからず。人の道をしらんとらば、聖人の教をたふとみて、其道を学ぶべし」で始まる学問論が冒頭に総論として置かれ、全34条が箇条書

⁷ 『大和俗訓』（岩波文庫、1938年）「解説」21頁。石川が引用している益軒の『家訓』の本文は、『日本教育文庫家訓編』所収の『家訓』と同じである。

⁸ 貝原益軒『家訓』（『日本教育文庫一家訓篇』438頁）。なお、この部分の百世は、教育文庫本では万世となっているが、寛政6年の版本（東北大学附属図書館狩野文庫蔵）の「百世」によって訂正した。『近世育児書集成』（小泉吉永編、クレス出版、平成18年）第2巻所収の『貝原先生 家訓』（寛政6年版本の影印）も同様に、百世である。

⁹ 井上忠の『貝原益軒』（人物叢書、吉川弘文館、1963）は、貝原益軒の伝記として現在最も信頼されるものと評価されている（辻本雅史『思想と教育のメディア史』ペリかん社、2011年、100頁）が、同書によれば、益軒が円熟した学風と豊富な人生体験とによって多くの大衆教訓書を書かせるに至ったとして、明治の『益軒十訓』という総称を踏襲してそれぞれの内容が要約紹介され、その第一に挙げられているのは貞享四年の『家訓』である（同書244頁）。しかし、『家訓』の内容に関する言及はない。

¹⁰ 1912年（明治44年）、塚本哲三の校訂による『益軒十訓』（有朋堂文庫）に収録された『家訓』は、赤松の序文は附されず、本文の表記において若干の異動はあるものの、『日本教育文庫家訓篇』と同じ内容であり、執筆年は貞享三年と記載されている。

¹¹ 井上忠『貝原益軒』（吉川弘文館、1963年、350頁）。

¹² 益軒『玩古目録』（『益軒資料』二、九州史料叢書、九州史料刊行会編、1956年、9頁）。

きの体裁で述べられている。どちらを依拠すべきテキストとすればよいだろうか。2種類の活字本の底本となっている版本に目を向ければ、全集本はその凡例において、「伝写本に依り、家蔵の自筆本を以て対校す」と述べているが、自筆本およびそれを底本にした版本も現在伝えられていない。一方、教育文庫本の底本となった版本は、上記のように東北大学附属図書館狩野文庫の他、いくつかの機関に所蔵されている。全集本の底本となった自筆本及びそれに基づく版本を見出すことが出来ない現時点に於いては、『日本教育文庫家訓篇』の活字本およびその底本である『家訓』を益軒の『家訓』として取り扱うこととする¹³。

なお、伊東尾四郎『家庭に於ける貝原益軒』(1914年)には、益軒が元禄8年(1695)、66歳の歳に記したという一まとまりの文章が、「元禄八年貝原家訓」の名称で収録されている。しかし、この書は著者の伊東自身が、「此の書題目も無く、署名も年月も無けれど、その文を反復熟読すれば、これ亦先生の家庭訓の一種にして元禄八年六十六歳の時に記ししものたること明らかなり」¹⁴と述べるように、同書は伊東によって仮に「姑く『元禄八年貝原家訓』と名づ」けられたもので、伊東自身「未定稿」としているものである。伊東はこれを家庭訓の一種ととらえ、また益軒の先行研究の中にもこの未定稿を益軒の家訓として論述しているものがあるが¹⁵、内容に教訓的な性格は見出されないことから本稿の考察の対象からは除外する¹⁶。

3 家訓から教訓へ

総じて家訓がその家に固有の家訓であれば、決して他家の家訓とはなりえない。まして、版本となっ

て江湖を益するものにはならない。しかし実際には、既述したように、益軒の『家訓』は益軒没後80年経った寛政6年(1794)に、大坂の播磨屋新兵衛によって版行された¹⁷。ここにはいかなる事情があるのだろうか。

近世には、「家」の安泰ないし発展を願うという精神的態度により、おびたしい数の武士の家訓が残された。中世の家訓が家父長から子孫へという形式で、それぞれ個性的な内容を持っているのに比べ、近世の家訓は多かれ少なかれみな没個性的であるといわれる。それは近世の武家の「家」の目的が、型にはまったともいうべき目的である「治世の御奉公」に他ならない事から、家訓に盛られる教戒の内容は「家」ごとにそれほど異なるものにならないからである。このような事情のなかでは、特定の家に伝えられる家訓は、その家の構成員にのみ求められる訓戒を盛り込んだ家訓という域を超えて、一般的に妥当する家訓として写本によって流布し、場合によっては刊本として版行されることにもなるだろう¹⁸。太田素子によれば、中世の家訓は、自ら体得した人生観・処世観を子孫に伝えようとする課題意識で書かれているのに対して、近世の家訓は、子育て論的家訓の性格が見られ、子孫・家臣団に対して世子教育のあり方を論じるところに課題がおかれてくるという¹⁹。近世においては家訓が教訓書としての性格を持ち始めるといってもよいであろう。幕府の御小姓組番士であった伊勢貞丈(1717-1784)が宝暦13年(1763)に著した『貞丈家訓』についてみてみよう。貞丈は執筆の意図を家訓の末尾に次のように記している。

「人の命はあすをもしらぬ物也。我が生年もはや四十七に成る故、子孫の為に此一冊を書き置く也。此一冊に書たる趣は、皆我が心まかせに筆にまかせて、みだりにいひたき事を書たるにはあらず。皆昔の人の申置たる事どもを、手短にかいつまんで、心得やすき様に書たる也」²⁰

晩年を自覚した47歳の貞丈が、子孫に向けて、古人の残した訓戒を集成したものがこの家訓なのであり、「此一冊の趣は、子孫へ申し置く遺言なり。か

¹³ 『近世育児書集成』を編集した小泉吉永は、益軒の家訓は後人による偽作とする説もあると述べており、益軒の著作であるかどうか疑義が残るが、益軒の『玩古目録』には『和字家訓』と明記され、また『篤信編輯著述書目』(『益軒資料』二)にも、国字著述の一つとして「家訓一卷」と記載されていることから益軒が家訓をまとめている事は疑い得ないであろう。益軒の総合的研究として最近のものは、1995年刊行の京都大学人文科学研究所の共同研究報告『貝原益軒一 天地和楽の文明学』(平凡社)であるが、この書においても益軒家訓は益軒の著作として扱われ、偽書説についての言及はない。これまでの研究において、益軒の著作として家訓が考察の対象にされてきていることから、現時点では本研究においても益軒の著作として取り扱うこととする。

¹⁴ 伊東尾四郎『家庭における貝原益軒』(丸善株式会社、1914年、10頁)。

¹⁵ 前掲書(注12)(『天地和楽の文明学』43頁、276頁)。

¹⁶ 益軒は宝永6年(1709)、80歳の年、嗣子重春に『篤信一世用財記』を書き与えたが、伊東が未定稿という『元禄八年貝原家訓』は内容的にもこれと同じ部分が多く、同書の草稿ではないかと思われる。

¹⁷ 『近世育児書集成』(小泉吉永編、クレス出版、平成18年)第2巻に、寛政6年刊の『貝原先生 家訓』影印が集録されている。版本は、国会図書館、筑波大学、東北大学、梅光学院大学などに所蔵されているが、いずれも寛政6年版である。

¹⁸ 石井紫郎「近世の国制における武家と武士」(『近世武家思想』日本思想大系27、514-515頁)。

¹⁹ 太田素子『近世の「家」と家族—子育てをめぐる社会史』(角川学芸出版、2011年、第2章)。

²⁰ 伊勢貞丈『貞丈家訓』(『近世武家思想』日本思想大系27、102-103頁)。

ろがる敷聞べからず。つつしみて此書の趣を守るべし」という。さらに、この家訓が自己の家の永続を願って書かれたものであることを貞丈は次のように述べている。

「子孫を思ふは家を思ふ故也。家を思ふは先祖を思ふ故也。先祖を思ふは、その家をつぎたる者の本意也」²¹。

先祖から子孫へと、家の永続を願うなかで、貞丈は「人と生まれては人の法を知らざれば人にあらず。形は人なれども、心は畜生に同じかるべし。これに依て、我が子孫のおろかなる者に、人の法をしらせたく思ふ」²²との立場から、その内容を「人の人たる本意」として明示するのである。具体的には、五倫五常を初めとして「先祖の事」「家業の事」「衣食住の事」「儉約の事」「自暴自棄の事」など、総じて「身のためになるべき事どもをかき集めて、家にのこし置く」ということからもわかるように、貞丈がこのような生活規範を説いたのは、なによりも自己の家の永続を願っての事であったといつてよい。

しかし、『貞丈家訓』に盛られた子孫のための訓戒は、その後、貞丈の家を越えてより広い範囲に浸透する。そのきっかけの一つとなったのは、半世紀以上後の天保8年(1837)に、『貞丈家訓』が国学者である屋代弘賢²³によって「桜木にちりばめさせて、世に伝ふるものなり」として版行されたことである²⁴。「家にのこし置く」事を意図して執筆された貞丈の家訓は、屋代弘賢によって「世に伝ふるもの」と受け止められることにより、刊行され広まったのである。

近世の家訓が、子育てのあり方を論じた教訓的な性格を持つことに関して、『貞丈家訓』の「五倫の事」の一節を見てみよう。五倫の一つである「父子」に関して、そこでは「子の法」だけが説かれるのではなく、「父の法、母の法」が次のように説かれているのである。

「父は、子をきびしくそだて、行儀を直し、芸能ををしへ、物事を能く教しへ、悪き事をしかりいましめ、よき人がらにそだてあげて、人に

もほめさせる様にと世話をやき、其子の為になる様にしつけをするは、父の慈悲にて父の法也」「母は、物やはらかにして、子をいたはり、父のきびしきを、子の心にはらた、ず、わろく思はぬ様に、能々道理をいひ聞かせて、子の心をやはらげて、教へそだつるは、母の慈悲、母の法也」²⁵

ここには、子どもの養育の任を担う親の立場に立って、父は厳しく、母は柔らかくというように、父母の子に対する慈悲が、あたかも子育てにおける父性・母性の原理の如く、「父の法、母の法」として求められているとともに、それぞれの子育ての役割が、「貞丈の家」の垣根を越えて、より普遍性をもって説かれている事に留意すべきであろう。貞丈の家訓が屋代弘賢によって刊行されたのは、それが「世に伝ふるもの」と受け止められることにより、同じように「家」という枠の中で生活し、それを存続させるべき責任を負っていた当時の多くの人々が共鳴するであろうことが期待されていたからであると考えられる²⁶。

益軒の家訓についてもこれと同様な事情が指摘できるであろう。既述したように益軒は、自らの家訓の取り扱いについて、「常にふかく秘して他人に聞かしむべからず」としたうえで、子から子へと伝えられることを望んでいた。しかし、益軒の『家訓』は益軒没後80年経った寛政6年(1794)に、大坂の播磨屋新兵衛によって『貞丈家訓』として版行された。この版本の巻頭には、赤穂の赤松勲による以下のような序文が添えられている。

「(前略) 此書世に未だ刊本有らず、往年余江都に在て、これを筑人某に得て、之を巾笥に蔵す事久し。頃ろ書肆之を梓んと乞う者有り。余意うに先生木に即す殆ど八十年、著書世に布く已に数十部、此書独り今に至りて未だ刊せず。豈先生自ら謙して之を人に視せるを許さざる乎。将た、其家之を秘して之を世に公にせんことを欲せざるや(中略) 廻ち此書の行はるる、人々奉して以て金科玉条と為すときは則実践篤行亦以て先生之徒為る可し。嗟乎、豈んぞ唯貝原氏の家訓為る而已哉。余は先生に私淑する者也。因りて欣然として之を梓人に授と云」(原漢文)²⁷

²¹ 『貞丈家訓』同上書、103頁。

²² 『貞丈家訓』同上書、88頁。

²³ 屋代弘賢は堀保己一に学んだ国学者で幕府右筆となり、藏書家でもあった(『近世武家思想』87頁、頭注)。

²⁴ 同上、86頁。なお、『近世武家思想』(日本思想大系27)所収の『貞丈家訓』の末尾には、この家訓が国学者である屋代弘賢によって版行される以前から、筆写によって広まりつつあったことが窺える記述が次のようにある。「我も又今五拾九の齡に至るといへども、もとより文盲愚昧にして、教伝ふべき一言なし。故に自筆を以てこれを書写し与ふるのみ。永く子々孫々にも伝へ、此書の趣を守るべし」(文政2年、1819年、山本沢彭による)。

²⁵ 伊勢貞丈『貞丈家訓』前掲書(注18)、89-90頁。

²⁶ 大藤修『近世農民と家・村・国家』(吉川弘文館、1996年、39頁)。

²⁷ 『貝原先生家訓』(『近世育児書集成』巻二所収)。なお、東北大学附属図書館狩野文庫蔵本によっても校合したが、全く同文である。

「貝原先生家訓の首に題す」の表題のもとにかかれたこの序文によれば、予てから益軒に私淑していた赤松が、たまたま入手して筐底に秘していた益軒の『家訓』を刊行したいという書肆の希望を入れて、刊行の運びになったことが窺える。序文のなかで赤松は、益軒の『家訓』は、簡易にして直裁であり、後人にとって守りやすいものであり、「貝原氏ノ子孫たる者、奉じて以て金科玉条と為すこと亦知る可きのみ」であるという。益軒が没して八十年経つ中で、未刊のこの『家訓』が刊行されれば、多くの人々が家訓の教えを奉じて行動の指針となし、実践篤行する益軒の徒が増えるのではないかという期待が述べられているのである。

『貞丈家訓』が「家にのこし置く」として著した家訓が、屋代弘賢によって「世に伝ふるもの」と受け止められることで刊行され、教訓書の装いを持って広まったように、益軒の『家訓』も益軒没後80年の後に赤松の序文を附して刊行されることによって、「貝原氏子孫」のための「金科玉条」としての「家訓」から、多くの「後人」が「守り易」く、「人々奉じて以て金科玉条と為し」うる教訓へと普及して行く事が期待されていたといえるだろう。

4 近世の家と益軒の家

(1) 近世の家と教育

益軒の『家訓』は、執筆後80余年を経て版行され、教訓書としての性格を持つ事になった。一個の家の子孫への訓戒である家訓が、その垣根を越えて不特定の家にとっても有益な書として受け止められる事によって、教訓書として受容されはじめたのである。このことは、近世社会における家が個々の家の事情を超えて、家であれば必ずそうあらねばならないという普遍性を持ち始めた事を意味すると同時に、生活の基盤としての家のありようが広範に問題視され始めたことを示しているだろう。

家を単位として組織された近世社会において、人々は原則として必ずいずれか一つの家に属し、その家業・家職に従事して生きて²⁸。「家」の定義は容易ではないが、その理念型を要約的に表現すれば、固有の「家名」「家産」「家業」をもち、先祖への崇拜の念とその祭祀を精神的支えとして、世代を超えての永続を志向する組織体と定義される²⁹。すなわち、家は、「家業」としての職業を営み、そのために必要な「家産」すなわち財産を所有するのであり、

家を構成する人々にとって、この家業に励み、生活を支え、家を永続させることは最大の務めであった。人は代々続くことを予定する「家」に生れ、「家」成員として働くのがノーマルであるというの一貫した通念であった³⁰。したがって、家業に励み、家業を維持することは、秩序づけられた身分に求められる家職の実践にほかならなかったのである³¹。

近世人にとって家職に励み、自分の家を持続させ繁栄させることは、それぞれの身分に応じた社会的責務であった。家業は天が命じた職分であり、それに励み、家を維持し、それを次世代へ伝えていくことは体制が要求する社会規範であるとともに、日常の生存を支える実践規範でもあった³²。

「家業は先祖粉骨碎身の功績、且つ陰徳の余慶なり。親よく守り得て我に譲る。我よく守りて子に譲るは孝なり。誉れなり」³³

これは、元禄期から享保期において、俳諧の宗匠として活動した常盤潭北³⁴の『民家童蒙解』(1734年)の一節である。人々から求められるままに講話を行い、日用卑近で切実な「人道」の実践こそ、人にとって第一義的な責務である事を説いていた潭北が述べるように、家の代表者である当主は、家督を譲られて就任する一種の地位であり、家の当主は成員とともに、家のために生き、家を絶やさず、盛り立て、子に譲ることが責務とされたのであり、その実践こそが他ならぬ「孝」なのであった。上記の『民家童蒙解』の一節には、近世社会において、家が枢要の徳目「孝」の行われるべき場であった³⁵ことが明示されているが、今ひとつ見落としてならないのは、親一我一子という、連続的な意識の中で家と家業の存続が説かれていることである。しかも、潭北が同書の中で「教育」の項目を立て、「生れ落より長年迄、油断無くそろそろ教れば、天性美質なるは、善人となり、美質ならず共、悪人にはならぬ也」³⁶と述べているように、受け継いだ家を絶やさず、盛り立て、子に譲るという責務の中に、子どもの教育が位置づけられているのである。

<先祖一わが身一子孫>の連続的な意識のなかで子どもの教育の必要性を説く潭北の考え方は、18世

²⁸ 渡辺浩『日本政治思想史』(東京大学出版会、2010年、71頁)。渡辺は、日本における家を中国のそれと区別するために「イエ」と表記しているが、本稿では「家」と表記する。

²⁹ 大藤、同上書(注26)1頁。

³⁰ 渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、1985年、117頁)。

³¹ 水林彪『封建制の再編と日本的社会的確立』(山川出版社、1987年、221頁)。

³² 大藤、前掲書、173頁。

³³ 常盤潭北『民家童蒙解』(『日本教育文庫一教訓編下』116頁)。

³⁴ 常盤潭北については、「常盤潭北の思想」(佐久間正『徳川日本の思想形成と儒教』べりかん社、2007年、第7章)参照。

³⁵ 渡辺、前掲書(注28)116頁。

³⁶ 常盤潭北『民家童蒙解』前掲書(注31)123頁。

紀の江戸社会に広く浸透し始めていた。例えば、1734年の『民家童蒙解』よりも早く、1704年に会津の佐瀬与次右衛門によって著された『会津歌農書』には、「どの子にも親疎ふくまず農の道をしふるこそは父の慈悲なれ」の歌が詠まれている。同書は、農業を振興した功により会津藩から表彰されるほどの篤農家であった佐瀬与次右衛門が、貞享元年(1684)に著した『会津農書』の内容を、さらに広く農民に普及し理解させるために、1700首に及ぶ歌によって栽培技術の普及を図るとともに、農業をめぐる心構えや倫理を説いたものであった³⁷。

佐瀬は子どもについて、「親の代はともしかりしをいつとなく富て耕す子こそかしこき」と詠んでいた。家職に余念無く励み耕作に出精することによって家に栄をもたらず子どもを「かしこき」子と讃えているのであるが、その一方に於いて「兼ねてよくをしへそだてよ農の道子のをろかさは父のはぢなれ」「どの子にも親疎ふくまず農の道をしふるこそは父の慈悲なれ」として、生活を通して理想とする農民像を子どもの内に形成して行く役割が親にあることを詠んでいるのである。

佐瀬与次右衛門が『会津歌農書』において詠んだ親の子育てにおける責任は、享保7年(1722)に刊行された『六論衍義大意』では、子孫に対する教訓のありようとして次のように説かれている。

「近代以来、父祖たる者、教訓の法をしらず、其子孫をそだつるを見るに、ただ眼前の愛に溺れて、一切の飲食衣服、言語挙動まで、小児の氣随にするをよしとす。」

「凡在家には、子孫を重しとす。子孫人がらよければ、家もおこり、人がらあしければ、家も衰ふ。これみな人のしる事なれば、大家小家ともに、誰か子孫のよきをねがはざるべき。然るに子孫生れながらにしてよきはまれなり。必教訓によるべし。其教訓の法は、幼稚の時より、第一に父兄につかえ、尊く年たけたる者をば敬ふ道をしらしめ・・・」³⁸。

「教訓の法」に関する大人の無知が、子どもの育ち

を放逸にしてしまっている悪弊が列挙されるとともに、子孫を養育する役を担う大人が共通にわきまえておかなければならない事柄が、家の成り立ちと存続との関係において説かれ、それが幕府の公刊する文書に明示された事に留意すべきであろう³⁹。

『六論衍義大意』公刊から半世紀後、寛政7年(1795)には、上野国の渋川地域で荒地の開墾に取り組んだ吉田芝溪が『開荒須知』を著し、次のように述べていた。

「童子の輩にハ手習いの間に六論衍義大意を教へそろそろ孝経、四書、小学とうの素読ををしへ、其上時々よみ聞せへし(中略)農家下民たりといへとも、書を読み、道の端をも聞たるハ、自然と悪事少なく、善道の方へ易し」⁴⁰

『六論衍義大意』は、公刊後、手習いの手本として使用されたり、諸藩においては、官版にならって作成した教訓本で領民の学習を奨励したりした⁴¹。そのような『六論衍義大意』が、村落の建て直しを企図する吉田芝溪によって、農民層子弟の教育にも有効な書物として取り上げられ、農民としての「善道」が、家を基盤として子弟に伝えられることが望まれているのである⁴²。

(2) 益軒における家と身辺の事情

18世紀の江戸社会においては、上述の『民家童蒙解』や『会津歌農書』『六論衍義大意』『開荒須知』等に見られたように、<先祖一わが身一子孫>の連続的な意識のなかで、子どもの教育の必要が説かれるようになったのであるが、益軒が『家訓』を執筆したのは、それらよりも早く貞享元年(1684)から4年にかけての、17世紀の末葉においてであった。

益軒の家および彼の身辺はこの当時どのような状況にあったのだろうか⁴³。益軒の父、寛齋は祐筆役として黒田家に仕え、150石を受ける武士であり、益軒はその5人の子(長男は早世)の末男であった。父の家は益軒25歳の時に、三男の義質により継がれていた。晩年の益軒が、自らの壮年時代からの経歴を略述し、家事経済の実情を記録した『篤信一世用財記』⁴⁴によれば、益軒は19歳で二代藩主黒田忠之に仕え、次いで27歳の年には忠之の嫡子の光之に仕え、35歳で禄米150石を受けていた。藩主光之の代

³⁷ 拙稿『近世日本における子どもの労働に関する教育史的研究』平成10-12年度科学研究費補助金研究成果報告書、21頁参照。なお、太田前掲書(注17)第五章参照。

³⁸ 『六論衍義大意』中の「子孫を教訓す」より(『日本思想大系—近世町人思想』岩波書店、1975年、371頁)。

³⁹ 17世紀末、元禄年間の始めごろ、河内国の上層農で酒造業をもかねた河内屋可正が、村の人々や子孫に読ませる目的で書き綴った『河内屋可正日記』にも、子どもを「生立る」ことが家の成り立ちと存続にとって何よりも大事であることが明示されている(拙稿『近世日本における子どもの労働に関する教育史的研究』平成10-12年度科学研究費補助金研究成果報告書、18頁)。

⁴⁰ 吉田芝溪『開荒須知』(『日本農書全集』第三巻、農山漁村文化協会、1979年、187頁)。

⁴¹ 『国史大辞典』(1993年、吉川弘文館、542頁、石川松太郎執筆)による。

⁴² 吉田芝溪と『開荒須知』については拙著『近世の国学と教育』(多賀出版、1998年、96頁)参照。

⁴³ 益軒に関する伝記的事実は、井上忠『貝原益軒』および『益軒全集』巻之一「益軒先生年譜」による。

⁴⁴ 伊東尾四郎『家庭における貝原益軒』(丸善、1914年、9頁)。

は藩財政の窮乏が深刻化し始めていたが、光之はそれまでの武断政治を改めて文治主義の政策に切り替えていった藩主であり、このことは益軒のその後の生涯に大きく幸いしたといわれる⁴⁵。

益軒の30代後半は、身の事情が大きく変化した年であった。36歳の時には父を亡くし、39歳の年には、支藩の秋月藩士江崎廣道の家から妻を娶り、禄高も200石に加増され、翌年には居宅が与えられ、それが終身安住の住まいとなった。しかし、益軒には終生子女もが授からず、元禄11年(1698)、益軒69歳の年に、兄存齋の子である重春を嗣子として迎え、益軒の家を継ぐこととなった。

一方、この時期は益軒の学問の中心が朱子学に定まっていって時期であり、安定した環境で着実な研鑽が目指され、39歳の年には、後進に有用な手引書を提供するという教育的な動機に促された『近思録備考』を著し、翌年には『小学句読備考』を出版した⁴⁶。

42歳の年になり、寛文11年(1671)の10月5日、益軒は『黒田家譜』編纂の藩命を受ける。益軒の『損軒日記略』には「今日有編黒田家譜之命」とあり、『寛文日記』には「有編国史之命」と記している⁴⁷。以後、益軒は7年を費やして延宝6年(1678)、49歳の年、12巻を完成させ、その後も改定・増補が施された。

『黒田家譜』は、「黒田家の始まりより幾多の戦国期の合戦を経て筑前国主としての入部統治に至る過程を、如水・長政中心に述べたもので近世戦記物の体裁を踏襲」⁴⁸したものであったが、益軒はそこに自らの意見を挿入するなどして、「国史」を編纂すべき史臣としての自覚を持って取り組んだと考えられている。その自覚の中心に位置づくものが天道思想であった⁴⁹。益軒は天道思想を黒田家の『家譜』

に盛り込むことで、藩主光之に対して、黒田藩の存立と永続の根拠を示しつつ、天道にかなう倫理観の把持をもとめたと考えられる⁵⁰。

益軒が『黒田家譜』編纂の過程においてその意義を確認した天道思想は、この時期以降の益軒の文章において常に言及される事柄となった⁵¹。貞享4年(1687)、益軒58歳の年の『家訓』の第二綱である「幼児須教」では、次のように述べられている。

この部分では、幼少の子どもが悪くなってしまふのは、その父母や子どもの世話をする乳母などの養育の任に当たるものが、「をしへの道しらで、其子の本性を傷へるゆゑなり」として、「小児ははやく教ゆべし」と、幼少期からの教育の必要性が述べられているのであるが⁵²、このなかで益軒は人の一生の勤めが天道に対する畏敬に基いた勤めにあることを次のように述べているのである。

「凡我子孫たらんもの、一生の心法真実にして私曲なく、人に愛敬有て忿を懲し慾を窒ぎ、善に移り過を改め、常に天道を恐れ敬ふべし、必おろそかに侮る事なかれ、人の一生の勤めは、唯天道に奉へたてまつるべきなり」⁵³

ここには、子孫に対する訓戒が天道思想によって収斂されていることが明確に現れている。益軒が家訓をまとめようとした、その動機の一つとして、史臣として『黒田家譜』を編纂する過程において確認した天道思想が、自らの家とその家を継ぐ子孫への関心と呼び起こしたものと考えられるのである。すなわち、益軒の『家訓』とは、子孫に対して「人の一生の勤めは、唯天道に奉へたてまつるべき」ことを明示し、我子孫たるものの勤めが「文武の家業をよく我が身に勤め、その子孫にも必ず教べし」であることを訓戒として集約し、その実践を求めたものであったといえるだろう⁵⁴。

益軒が『黒田家譜』完成させ、その後改定・増補を加えていった延宝から天和・貞享にかけて、すなわち益軒の45歳後半から50歳後半の時代は、徳川政権が権力を掌握しておよそ80年を経た時代であり、次に続く元禄年間とともに、五代将軍綱吉政権下での相対的な安定期であったとされる。益軒はこの時代の黒田藩士の現状をどのように見ていたであろうか。

元禄3年(1690)5月、益軒が『家訓』をまとめてから二年半ほど後、彼は、当時黒田藩の家老で、

⁴⁵ 石川松太郎校註『貝原益軒・室鳩巢集』(世界教育宝典 日本教育編、玉川大学出版部、1968年、23頁)。

⁴⁶ 井上、前掲書、48頁。『近思録備考』と『小学句読備考』は、ともに初学者が先ず手にする朱子学入門書である『近思録』と『小学』に注釈を施したものであり、このような注釈書の編纂は、後進に有用な手引書を提供するという教育的な動機に促されたものであったといわれる(辻本雅史『思想と教育のメディア史—近世日本の知の伝達』ペリカン社、2011年、86頁)。

⁴⁷ 『益軒資料1』(前掲注11)9頁、132頁。

⁴⁸ 井上、前掲書、81頁。

⁴⁹ 横山俊夫編『貝原益軒—天地和楽の文明学』(平凡社、1995年、209頁)。この書の第7章、三浦秀一の「『大疑録』にいたる道」の論考において、益軒は藩祖黒田長政の父如水の治世が天の道理に合致するものであったと総括しているとの指摘がなされている。

益軒の天道思想については江森一郎「貝原益軒の通俗書・教訓書出版活動と天道思想」(『勉強』時代の幕あけ—子どもと教師の近世史)所収、1990年、平凡社)参照。

⁵⁰ 同上書第7章、三浦秀一の「『大疑録』にいたる道」の論考(209-211頁)による。

⁵¹ 同上。

⁵² 『貝原先生家訓』(『近世育児書集成』巻二)、及び教育文庫本434頁参照。

⁵³ 同上書、431頁。

⁵⁴ 同上書、436頁。

益軒の門人でもあった黒田一貫に宛てて覚書を送り、城下の武士の姿を次のように指摘していた。

「いつの頃よりか講学年を逐てすたり、たまたま経書を読み義理を論ずる人御座候へば、衆人こぞつて是を悪む(中略)今に至っては人心風俗日を追て衰へ、拙く只利欲是を勤めて廉恥無く、貪欲深くして礼儀をかへりみず、仁愛なくして人を苦しめ、物のあはれを知らず、或は時勢に乘じ己が才にほこり、人のうれへを知らず、邪知巧にして、罪をのがれ、刑法を恐れず、且又近年は諸人文字を不好のみならず、弓馬をならひ剣戟を学ぶ人も無く、武芸を捨て武備を忘れて武学も又廃せり」⁵⁵

益軒によれば、城下の武士は、以前は儒学を好み経書を読む人も多くいた事から、家中の風俗は正しく、しかも礼儀や廉恥があって人心には賤しいところが無かった。しかし、講学の衰退は、「気質淳美なる者も、元来学問の力なければ、俗習にひかれて天性をそこなひ、是非に迷いて悪俗になる」⁵⁶結果になってしまっているという。儒者として、又藩士として黒田藩に仕え、藩主光之の求めにより、『黒田家譜』『黒田家臣伝』などを編輯著述し、侍講として儒書を講じてきた、その益軒からすれば、「教学は人に三綱五常の道を知らしめ、人道を立て、国をして平治に帰し、万民すべて安楽ならしめん為」⁵⁷のものに他ならなかった。益軒によれば「天子より庶人に至る迄、各其守るべき道理有り、勤べき職分有り」なのであるが、それは「不学しては能く知らんや」というものであった⁵⁸。

益軒がいう「学問の力」とは何であったか。それは「君臣是をかけば政治を為すこと能はず、民間是をかけば人世をなす事能はず、人世是をかけば、好人となる事あたはず」というものであり、人が人の本性を損なわず、武士が武士となる上で欠かすことのできないものであった。益軒が『家訓』の第一綱に掲げたのは、「聖学須勤」であったが、そのなかで「凡そ人たるものハ聖人のおしへを貴び受、つよく志を立て、人の道をまなび知り、勤行ひて、君子とならんことをおもひ、つねにこころにかけて怠るべからず」⁵⁹と述べたのは、自らの周囲において進行していた、「当地の人心風俗近年衰へ悪く成行」状況が見据えられていたことによるものであったと

いえよう。

5 益軒の『家訓』における家業と教育

(1) 家業としての士業

益軒は『家訓』の末尾において「右の三條は、我愚蒙の言にあらず」と述べ、子孫に対してそれを「常に心に保ちて守り行ふ」(435頁)ことを求めている。その三條とは既に述べたように、「聖学須勤」「幼児須教」「士業勿怠」であるが、このうち家業についての益軒の見解は「士業勿怠」のなかで述べられている。益軒が武士として福岡黒田家につかえ、また自らは儒学者として藩主に仕えてきた、この益軒の履歴は、子孫にとっては、家を担う存在足るべく自己形成を図る課題にはかならない。

益軒は、「士業勿怠」において「士の家業本分を能勤て、其外を願ふべからず、我身をわすれて人を誦るべからず、専我悪を責て人を責べからず、我に背き我を誦る者あらば、我身を省るべし、人を咎べからず」(435頁)という。一体、益軒は「士」および「士の家業」をどのようにとらえていたのだろうか。

「士はさむらひと訓ず、君に仕へて近くさぶらふ故なり(中略)文武の道を学て、官位に居者を士とす、文武の道をしらずしては、士の職分反せる故に、士の名有て実なし」(435頁)

士の職分は、文武の道を弁え知り、君に仕えることにありとする、この益軒の見解はなんら特異なものではない。すでに、武家諸法度に「文武弓馬の道専ら相い嗜む可き事」(1615年〔元和元])と掲げられ、武士に求められる資質としてその修得が喚起されていた。また、中江藤樹や山鹿素行らによって、「文武は一徳にして格別なるものにてはなく候」「武なき文は真実の文にあらず、文なき武は真実の武にあらず」⁶⁰などのように、近世の新しい社会秩序に即した士の職分として語られていた。家職への出精と家業の維持は近世社会に生きる人々の社会的責務であり、なかでも主君から俸禄を受ける武士が、その家業を勤めることは、主君への奉公を勤めることに他ならなかったのである。「文武の道を以て能く家子を教える」⁶¹という後継者教育が武士の家の重要な責務となる所以であろう。益軒もまた『家訓』のなかで子孫に対して次のように語っていた。

「我子孫たるものは、文武の家業を能わが身に勤め、其子孫にも必教べし、人生の至要は、無

⁵⁵ 『益軒全集』巻之三、717頁。

⁵⁶ 同上。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ 『家訓』(日本教育文庫家訓編 429頁)。以下、本書からの引用は、本文中の引用文の末尾に頁数のみを記載する。

⁶⁰ 中江藤樹『翁問答』(岩波文庫、95頁)。

⁶¹ 『内藤義泰家訓』(『日本教育文庫一家訓編一』424頁)。内藤義泰は陸奥国磐城平藩主で、同書は延宝5年(1677年)にまとめられている。

「如教子と古き文にも見へたり」(436頁)

家訓として総称される著作物は、自らが生まれ育った家の永続と繁栄への願望を執筆の動機とし、家を託す子孫に期待する行動規範を主な内容とするものである。したがって家訓においては、<先祖一わが身一子孫>という、家の存続に関わる連続的な意識に基づき、幾世代を経ても変わらぬ家の安定が志向されるなかで、子孫に対する教育のあり方に関する言及がその内容となるとともに、子孫に対しての自己形成の方向も明示的に盛り込まれるのである。この点に関して、益軒は、四民の内でも、その長である士となることは大きな幸いであるとし、そのためには文武の道を学んで「身を立て道を行いその家を興し、先祖よりの家業を弥保ち守るべし」(437頁)と述べ、子孫に対する自己形成の課題を説いているのである。さらに身を立てることに関しては、それを「忠孝勤儉」の4つに集約して次のように述べている。

「凡身を立るの道は、忠孝勤儉の四字に在、君に仕へてこころをつくすを忠とし、能親に仕ゆるを孝とし、学問家業に不怠を勤といふ、約にして不奢を儉と云、忠孝は其分なり、勤儉は家をおこすの法なり」(437頁)

子孫として身を立てるうえでの実践的行為として「忠・孝・勤・儉」を求めているのであるが、ここで留意すべきは、「忠孝は其分なり、勤儉は家をおこすの法なり」とあるように、「忠・孝」は黒田藩士として、また貝原家の子孫としての「分」であるが、それを実践するための行為である「勤・儉」の二つを、家をおこす「法」ととらえていることである。益軒のいう「法」とは、既に本研究の第一報において指摘したように⁶²、晩年の著作には頻出するが、それは「子弟をおしえ、人材をやしなひ来す法」(『和俗童子訓』)⁶³、「教育於人之法(人を教育するの法)」(『慎思録』)⁶⁴というように、日常において人々が取り組める方法とするという、益軒の「民生日用」に資するという実学的学問観によるものであった。

(2) 「勤・儉」における学問と教育

益軒において「勤・儉」は家をおこす法であり、その内の「勤」は、学問家業に怠りなく勤めることであった。益軒は『家訓』の第一綱「聖学須勤」において、家業としての学問のあり方を論じている

が、それはただ益軒の家のみならず、黒田藩士全体にとっての問題に関わることがらでもあった。前節で指摘したように、益軒は、「近年は諸人文字を不好のみならず、弓馬をならひ剣戟を学ぶ人も無く、武芸を捨て武備を忘れて武学も又廢せり」⁶⁵と述べて、自らの周囲において進行する「学問の力」の衰退を憂い、次のような警鐘を鳴らしていた。

「若今の風俗此儘にて止不申候はば、恐らくは国家の御政道も逐年衰へ、薄く成行き、御制法も行はれ不申、各様御下知をも用不申候て、御国法も乱れ、御武威もやうやく微弱になり、後年には、漸く危乱にも及可申道理に御座候」⁶⁶
益軒は藩儒として、このような黒田藩家中の現状を見据えつつ、自らの『家訓』の冒頭に「聖学須勤」に関する訓戒をまとめたのであると考えられる。

儒学者益軒にとって、学問とは聖人の教えによって人の道を学び、善に移ることを意味していたことはいうまでもない。『家訓』の冒頭で次のようにいう。

「凡人たるものは、聖人のをしへを貴び受、つよく志を立て、人のみちをまなび知り、勤行ひて君子とならん事をおもひ、つねにこころにかけて怠るべからず、これ聖学にこころざすのみちなり」(429頁)

学問の目的が「善にうつる」ことにあるとき、学問するものが何よりも戒めとしなければならないのは、「まづ矜を去り、謙を用ひ、志を内に厚くし外を勤ず、真実に我身の為にして、人の為にせざるを以、教を受る基とすべし」(430頁)ということであった。しかし、益軒の周囲には、こうした訓戒を投げかけざるを得ないような現状があったことは、嘆息とも思える益軒の次の言葉からもうかがい知れる。

「末世の凡人、僅かなる才能にほこるは、かた腹いたきことなり、甚卑、我に善あり能ありとも、自衒ひみづから褒べからず、其善に矜ればその善を喪ふ、其能にほこれば其能をうしなふ」(430頁)。

このような世の中にあつて、益軒は自らの子孫に向け、聖学に志すことが人の道に他ならないことを示唆し、それを「学問の法」として次のように集約したのであった。

「学問の法は、書を読み古を考へ、人に問ひ心におもひ、人の諫いましめを聴用ひ、つねに我身を顧て我おろかなる事を知り、わが不善なる

⁶² 拙稿「貝原益軒における『民生日用』に資する学問と教育論の展開(1) - 格物窮理の工夫と有用の学」(『研究集録』136号、岡山大学大学院教育学研究科)。

⁶³ 『和俗童子訓』巻二(『益軒全集』巻三、益軒会編、国書刊行会復刻、189頁)。

⁶⁴ 『慎思録』巻二(『益軒全集』巻二、41-42頁)。

⁶⁵ 注54参照。

⁶⁶ 『益軒全集』巻之三、717頁。

⁶⁷ この引用文中の「心におもひ」の部分は、教育文庫本では、「己におもひ」となっているが、寛政六年(1794)の版本によって「心」に訂正した。

事を知り、わが過をあらためて善にうつるべし」
(429頁)⁶⁷

益軒によれば、学問とは自らの愚昧と不善であることの認識を明瞭にすることにより、善への意志を自らの内に育むことを起点とし、聖賢の書を読み、歴史を省み、他者に問い、自らを省みるという一連の方法的行為の中で、主体的な学びを続けて行く事に他ならない。学問のあり方についての益軒のこの言明は、「我を智ありとし善也とおもふべからず、わが身のちからをたのみて、人を愚なりとし、侮るべからず、いさめを拒ぎ、我を是とすべからず、人至て愚なりといへども、一事の善なきことあたはず、故に愚人の言をも、理あるは取用ゆべし」(429頁)とのべるように、学問に携わるものの人としてのあり方を述べたものでもあった。

近世の家訓には、子孫に対して世子教育のあり方を論じるという子育て論の性格が見られ、読み手の次の世代の子育てやしつけのあり方に関する経験を伝えようとする傾向がある⁶⁸。益軒の『家訓』においても、それは「幼児須_レ教」の題目のもとに集約されている。冒頭にも述べたように、益軒の『家訓』は、『和俗童子訓』『大和俗訓』など、益軒晩年の教訓書において展開される教育に関する見解の主要なテーマがいわば骨格の形で現れているのであるが、とりわけこの「幼児須_レ教」の部分にはそれが明瞭である。

益軒81歳の年の『和俗童子訓』(宝永7年, 1710)は、「それまで一部の学者の世界の内部に限られていた学問や学習を、わかりやすい言葉で実践的に広く社会のなかに開放するとともに、近世人が漠然と感じていた子どもの教育に関する考え方や具体的な方法などについて、儒学という、当時にとって普遍的学問を土台にして言葉で表現したことにある」⁶⁹といわれている。そのような『和俗童子訓』において展開される教育的思惟の主な論点は、(1)意図的な教育をいつ開始するか、(2)子どもの養育に関わる大人はどうあればいいのか、(3)子どもの成長の過程に即した教育の内容はいかなるものかに集約される。『家訓』において、これらはどのように現れているだろうか。

(1)は、「人に教ゆるの法、予めするを以て急となす」という考えを基調とするものであるが、この点は『家訓』の第二綱「幼児須_レ教」においては、その冒頭で簡明に次のように述べられている。

「およそ小児を教育るに、始て飯を食初、ものいひ、扱人の面を見て悦び、怒る色を知るほどより、常にたへまなく教ゆれば、やゝおとなしくなりて誠る事なくやすし、故に小児ははやく教べし」(431頁)

これに反して「をしへいましむる事遅して、悪く癖に成ては、改る事なり難し」であるばかりでなく、その時を逃してしまうと、「後には善事をおしへてもうつらず」であるという。それ故、「偽れる事驕り肆なるなる事を、はやくいましめて、必ゆるすべからず」として、子どもにたいする早期の教育を説くのである(同上)。早期教育が必要であることは、養育の任にあるものが、その時期を見逃さず教えるべきことを教えて、子どもの本性を損なわないようにすることに他ならない。しかし、益軒を取り巻く現実には、次に示すように多くの問題が見られるものであった。

「教のみちをしらざる人は、萬ほしきままにして、可_レ誠事を却て進め、可_レ咎事を却て笑ひよろこび、さまざま悪き事を見聞せ、言ならばせ、仕ならばせて、漸其悪きならばし、年と共に長に至て、俄に誠れども、久しく習ひ染て、本性のごとくなりたれば聴ず」(431頁)

家を継ぐ子孫にたいする訓戒のなかに、子育てにおける早期からの教育のあり方が盛り込まれたのは、的確なしつけと教育こそが家の後継者を育てることが明確にとらえられていたからに他ならない。

益軒の『家訓』の第二綱「「幼児須_レ教」では、その他の点においても『和俗童子訓』の論点が既に指摘されている。子どもの養育に関わる大人のあり方について、父母をはじめとする養育者の教育的な役割として、「大やう小児のあしくなりぬるは、父母乳母かしづき馴る人の、をしへの道しらで、其子の本性を傷へるゆゑなり」(431頁)と述べていることも、『和俗童子訓』の見解と基本的に変わりはない。また、子どもの成長の過程に即した教育の内容については、『和俗童子訓』では巻三の「随_レ年教_レ法」において、子どもの成長の過程に即した教育の内容とその方法として詳細に述べられるが、『家訓』においては、「六歳の正月、始て数の名と、我邦の仮名を習しむべし」に始まり、二十歳までの間に、教え習わせる内容が簡明に列挙されているのである。

以上述べてきたように、益軒の『家訓』は、<先祖-わが身-子孫>という連続的な意識のなかで、家の継承を担う子孫に向けての教育的な訓戒としてまとめられたものであった。益軒は、子孫とは「先祖の枝葉也」という。先祖からの「家業を勤て其名

⁶⁸ 太田前掲書(注17参照), 55頁。

⁶⁹ 辻本雅史『「学び」の復権-模倣と習熟』(角川書店, 1999年, 129頁)。

を揚、父母先祖の名をあらはす」(434頁) ような子孫とはいかなる存在であるべきか。親たるものは如何にしてそのような子孫を育めばいいのか。益軒の家訓の焦点はそこにあった。『黒田家譜』を編纂する過程において確認した、「人の一生の勤めは唯天

道に奉へたてまつるべき」という天道思想によって呼び起こされた動機に促され、益軒が自らの家の安定と存続、それを担う子孫に対する願望としてまとめたものが『家訓』であったといえよう。